

表 心大血管リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	心大血管リハビリテーション料（Ⅰ）	心大血管リハビリテーション料（Ⅱ）
算定日数	150日まで（算定日数を超えた場合には13単位/月まで）	
点数	205点	125点
機能訓練室	内法による測定で病院は30m ² 以上、診療所は20m ² 以上	
医師	循環器内科または心臓血管外科の医師が常勤しており、心大血管リハビリテーション経験を有する専任の常勤医師が1名以上	循環器内科または心臓血管外科を担当する医師、心大血管リハビリテーションの経験を有する医師が1名以上
医療職	経験を有する専従の常勤理学療法士及び専従の常勤看護師が合わせて2名以上（2名のうち1名は専任の従事者でも差し支えない）	経験を有する専従の常勤理学療法士及び専従の常勤看護師が合わせて1名以上
必要な機器	ア 酸素供給装置 イ 除細動器 ウ 心電図モニター装置 エ トレッドミル又はエルゴメータ オ 血圧計 カ 救急カート、運動負荷試験装置	

* 早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算（起算日から14日目まで）1単位につき45点、早期リハビリテーション加算（起算日から30日まで）30点が加算される

表 脳血管疾患等リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
算定日数	180日まで（算定日数を超えた場合には13単位/月まで）		
点数	245点	200点	100点
機能訓練室	内法による測定で160m ² 以上		
医師	専任の常勤医師が2名以上	専任の常勤医師が1名以上	
医療職	専従の常勤理学療法士5名以上、専従の常勤作業療法士3名以上、言語聴覚を行う場合には専従の常勤言語聴覚士1名以上、合計10名以上	専従の常勤理学療法士5名以上、専従の常勤作業療法士3名以上、言語聴覚を行う場合には専従の常勤言語聴覚士1名以上、合計4名以上	専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士いずれか1名以上
必要な機器	歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定器具、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具、家事用設備、各種日常生活動作設備など、言語聴覚療法を行う場合は聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システムなどを備えること		歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定器具など。ただし言語聴覚療法を行う場合は聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システムなどを備えること

* 早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算（起算日から14日目まで）1単位につき45点、早期リハビリテーション加算（起算日から30日まで）30点が加算される

表 廃用症候群リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）
算定日数	120日まで（算定日数を超えた場合には13単位/月まで）		
点数	180点	146点	77点
機能訓練室	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の届出施設	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の届出施設	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）の届出施設
医師	専任の常勤医師が2名以上	専任の常勤医師が1名以上	
医療職	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の専従理学療法士，作業療法士，言語聴覚士が兼任	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の専従理学療法士，作業療法士，言語聴覚士が兼任	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）の専従理学療法士，作業療法士，言語聴覚士が兼任

* 早期からリハビリテーションを開始した場合には，初期加算（起算日から14日目まで）1単位につき45点，早期リハビリテーション加算（起算日から30日まで）30点が加算される

表 運動器リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)	運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)
算定日数	150日まで（算定日数を超えた場合には13単位/月まで）		
点数	185点	170点	85点
機能訓練室	内法による測定で病院は100m ² 以上、診療所は45m ² 以上		内法による測定で45m ² 以上
医師	運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上		
医療職	専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が4名以上	専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が2名以上	専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士いずれか1名以上
必要な機器	各種測定器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具等		歩行補助具、訓練マット、治療台、重錘、各種測定器具

* 早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算（起算日から14日目まで）1単位につき45点、早期リハビリテーション加算（起算日から30日まで）30点が加算される

表 呼吸器リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
算定日数	90日まで（算定日数を超えた場合には13単位/月まで）	
点数	175点	85点
施設基準	内法による測定で病院は100 m ² 以上、診療所は45 m ² 以上	内法による測定で45 m ² 以上
医師	呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務している	
医療職	専従の常勤理学療法士1名を含む常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が合わせて2名以上勤務していること	専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が1名以上勤務していること
必要な機器	呼吸機能検査機器 血液ガス検査機器等	

* 早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算（起算日から14日目まで）1単位につき45点、早期リハビリテーション加算（起算日から30日まで）30点が加算される

表 その他のリハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	難病患者リハビリテーション料	障害児(者)リハビリテーション料	がん患者リハビリテーション料	認知症患者リハビリテーション料
算定日数	1日1回まで	1日6単位まで		入院した日から起算して1年を限度として、週に3回にかぎり算定する
点数	640点	6歳未満 225点 6歳以上 195点 18歳未満 155点 18歳以上	205点	240点
施設基準	内法で60m ² 以上、患者一人当たり4m ² を標準とする	内法で病院60m ² 以上、診療所45m ² 以上、患者一人当たり4m ² を標準とする	内法で100m ² 以上	
医師	専任の常勤医師1名以上	専任の常勤医師1名以上	適切な研修を修了した常勤医師1名以上	適切な研修を修了した常勤医師1名以上
医療職	専従の常勤理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が1名以上 専従の看護師が1名以上	専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士合わせて2名以上	適切な研修を修了した専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士が2名以上	常勤の理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士が1名以上
必要な機器	車椅子、各種杖、姿勢矯正用鏡訓練マットとその付属品、各種測定用器具（角度計、握力系など）		歩行補助具、訓練マット、治療台、重錘、各種測定用具など	対象患者の状態と目的に応じたものを具備

* 難病患者リハビリテーション料については退院日から起算して3ヶ月を限度として次に掲げる点数を1日につき加算する。①退院日から起算して1ヶ月以内に行われた場合 280点/日、②退院日から起算して1月を超え、3ヶ月以内に行われた場合 140点/日

表 総合リハビリテーション総合計画評価料、リハビリテーション計画提供料（令和2年度 介護報酬改定）

	リハビリテーション総合計画 評価料 1	リハビリテーション総合計画 評価料 2	リハビリテーション 計画提供料 1	リハビリテーション 計画提供料 2
算定期限	1月1回まで		書類提供時	退院時の1回
点数	300点	240点	275点	100点
対象患者	対象患者 ・心大血管リハ料（Ⅰ） ・脳血管疾患等リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） ・廃用症候群リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） ・運動器リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） ・呼吸器リハ料（Ⅰ） ・がん患者リハ料 ・認知症患者リハ料 以上の算定患者	・脳血管疾患等リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） ・廃用症候群リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） ・運動器リハ料（Ⅰ）（Ⅱ） 以上の算定患者で介護リハビリテーションの利用を予定している患者	・脳血管疾患等リハ料、廃用症候群リハ料、運動器リハ料を算定している要介護認定審査中の入院患者	入院中に疾患別リハビリテーションを実施した患者